**元気な農業づくり推進対策実施要領**

**第１　趣　旨**

この対策は、「ひょうご農林水産ビジョン２０３０」（以下「ビジョン」という。）の効果的・効率的な推進を図り、また、兵庫県内の農業・農村の元気創出と地域独自の発展を促進するための取組に対する支援を目的とする。

**第２　施　策**

　元気な農業づくり推進対策（以下「対策」という。）は、第１の趣旨を踏まえ、ビジョンのめざす姿の実現に向けて設定する次の施策の基本方向に資するものとして行う。

（１）　基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開

（２）　県民が安心して暮らせる活力ある地域の創出

（３）　「農」の恵みによる健康で豊かな暮らしの充実

**第３　対策の実施等**

１　実施方針

　　対策は、ビジョン及び地域農林水産ビジョン（以下「地域ビジョン」という。）に基づき、地域が抱える問題の明確化を図り、その問題解決に向け、地域の実情に応じて２に定める取組を適切に組み合わせるとともに、環境創造型農業の推進等、各種関連対策との連携を図り、総合的に実施する。

２　事業の取組方向及び内容

対策で実施する事業の取組方向は、第２に掲げるビジョンの施策の基本方向に対応したものとし、その具体的な細事業名、事業内容、事業実施主体、採択要件、補助率及び実施基準等は、別表に掲げるとおりとする。

**第４　事業実施計画の申請及び承認**

１　別表の細事業名欄に掲げる事業を実施しようとする者(以下「事業実施主体」という)は、別紙様式１に、同様式に示す資料のうち必要なものを添付して、農林水産部長、もしくは当該事業の区域を所管する県民局長または県民センター長（以下、「県民局長等」という）に申請し、別紙様式２による承認を受けるものとする。

２　県民局長等は、１の申請を承認したときは、速やかに別紙様式３により農林水産部長に報告する。

３　１の申請は、次の表の区分に応じ、必要な経由機関を通じて行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業実施主体 | 経由機関 | 申請先 |
| 県域を活動区域とする者 | なし | 農林水産部長 |
| 市町  地域担い手育成総合支援協議会、地域農業再生協議会  地域直売所整備促進事業を実施しようとする者 | なし | 当該事業の区域を所管する県民局長等 |
| 上記以外の者 | 市町長（事業の実施範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合にあっては、主たる事業区域の市町長又は一部事務組合の管理者若しくは理事） | 当該事業の区域を所管する県民局長等 |

４　３の表中の「上記以外の者」が実施する事業の受益の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合にあっては、事業実施主体は、同表に定める経由機関を除く市町の長に、１の規定による申請書類の写しを送付するものとする。

５　事業実施主体が別表の事業実施主体欄の「知事が特別に認める団体等」に該当する場合にあっては、事業実施主体は、１の申請の際に、別紙様式４を添付するものとする。

６　実施する事業が、農業者に使途を定めて金銭等を直接又は間接に給付するものである場合は、必要に応じ、事業実施主体に、兵庫県農業共済組合の発行する農業保険の加入説明に関する証明書、別紙様式７及び別紙様式８の提出を求めるものとする。

**第５　事業実施計画の変更**

事業実施主体は、事業実施中に計画の内容等に、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合には、速やかに第４の規定に準じて変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

（１）　事業費の３０％を超える変更

（２）　事業期間の延長

**第６　事業の実績報告**

１　事業実施主体は、事業が完了したときは、事業完了後１ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、別紙様式５に、同様式に示す資料のうち必要なものを添付して、第４の規定に基づき承認を受けた者に対し、報告するものとする。

２　県民局長等は、事業実施主体から１の報告を受けたときは、提出のあった資料の写しを農林水産部長に提出する。

３　１の報告は、第４の３の規定を準用する。

なお、経由機関の市町の長は、１の報告の際に、別紙様式６を添付するものとする。

**附則**

１　この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

２　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

３　この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

４　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

５　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

６　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

７　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

８　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

９　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

10　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

11　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

12　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

13　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

14　この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

15 この要領は、令和２年４月１日から施行する。

16　この要領は、令和３年２月１８日から施行する。

17　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

18　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

19　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

20　この要領は、令和６年４月１日から施行する。